

(あて先) 浜松市長

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付申請書

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ		年齢			
	氏名 (署名又は記名押印)					
	現住所		連絡先			
配偶者等	フリガナ		年齢			
	氏名					
補助対象世帯員	フリガナ		年齢			
	氏名					
	フリガナ		年齢			
	氏名					
	フリガナ		年齢			
	氏名					
	フリガナ		年齢			
	氏名					
収支計画	収入 (予定) 額		支出 (予定) 額			
	補助申請額	<input type="checkbox"/> 新築・取得費用	円	補助対象経費	新築・取得費用	円
		<input type="checkbox"/> 増築・改修費用	円		増築・改修費用	円
		<input type="checkbox"/> 住宅賃借費用	円		住宅賃借費用	円
		<input type="checkbox"/> 引越移転費用	円		引越移転費用	円
		<input type="checkbox"/> その他費用	円		その他費用	円
		補助申請額小計	, 0 0 0 円		補助対象経費小計	円
	勤務先からの手当等		円	補助対象外経費	円	
	自己資金等		円		円	
	合計		円		合計 円	

※補助金申請額は千円未満切り捨て

(あて先) 浜松市長

申請者 住所

氏名

(署名又は記名押印をしてください。)

市税納付・納入確認同意書

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付要綱第3条第1項第10号の規定により、市において、補助金交付申請者及び下記の者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

申請者	申請者との続柄 ()
申請者との続柄 ()	申請者との続柄 ()
申請者との続柄 ()	申請者との続柄 ()
申請者との続柄 ()	申請者との続柄 ()
申請者との続柄 ()	申請者との続柄 ()

※申請書に記載した世帯員全員についてご記入ください。
すべて承諾する本人が署名または記名押印してください。
(ただし、未成年の方は保護者が記入してください。)

暴力団排除に関する誓約書

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。
また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、申請者世帯の世帯員全員を静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

（誓約者）

住所

氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金の 交付申請に関する誓約書兼同意書

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の全額を返還します。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 第5条第1項別表区分1または2の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居した場合
 - ウ 第5条第1項別表区分3の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年未満に補助対象世帯員全員が市外へ転出した場合
 - エ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - オ 補助金の交付決定を取り消された場合

2 同意事項

- (1) 上記1（2）の誓約事項が遵守されているか確認するために、浜松市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧すること及び住民基本台帳法第12条の2の規定に基づく請求により交付を受けた住民票の写しにより確認することに同意します。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所
申請者
氏名

(署名または記名押印をしてください。)

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

自治会加入証明書

(あて先) 浜松市長

住所 _____

氏名 _____

上記の者は自治会に加入していることを証明します。

名称 _____ 自治会

会長名 _____ 印

連絡先 _____

年 月 日

（あて先）浜松市長

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する承諾書

工事場所	浜松市 区	
申請者	住所	
	氏名	
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 増築・改修工事	

私が所有権を有する（住宅・土地）について、上記のとおり対象工事の実施及び補助金の交付申請から受領までの一切の行為を行うことについて承諾します。

所有者1	住所		承認印
	氏名		
所有者2	住所		承認印
	氏名		
所有者3	住所		承認印
	氏名		
所有者4	住所		承認印
	氏名		
所有者5	住所		承認印
	氏名		
所有者6	住所		承認印
	氏名		

※課税台帳上の所有者、相続人が複数いる場合は、全ての所有者、相続人の方の承諾が必要です。

※申請者または配偶者または補助対象世帯員が住宅・土地の所有者である場合は提出不要です。

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金について、補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり条件を付して補助の交付を決定したので通知します。

記

1 No								
2 交付決定 金額	金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
						0	0	0

3 条件

- (1) 補助金は、当該補助制度以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助の内容を変更する場合は、変更承認申請書によりあらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事前に市と協議し、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
- (3) 補助申請を取り下げる場合は、市長へ届け出ること。
- (4) 補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から退去となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 第5条第1項別表区分1または2の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居した場合
 - ウ 第5条第1項別表区分3の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年未満に補助対象世帯員全員が市外へ転出した場合
 - エ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - オ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (6) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を5年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (9) 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。

- (10) 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (11) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (12) 補助対象者は、規則第 19 条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (13) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10 年間保管しておかなければならない。
- (14) この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (15) 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金(変更)交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金について、補助の交付をしないこととしましたので通知します。

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所

申請者

氏名

(署名又は記名押印をしてください)

補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について変更したいので、関係書類を添えて申請します。

	区分	変更前	変更後	変更額
□補助金額の 変更	新築・取得	円	円	円
	増築・改修	円	円	円
	住宅賃借	円	円	円
	引越移転	円	円	円
	地域関連	円	円	円
	合計	円	円	円
	変更内容			
変更理由				

様

浜松市長

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって補助金の交付を決定した、浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付決定額を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 No								
2 交付決定金額	金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
						0	0	0

3 条件

- (1) 補助金は、当該補助制度以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助の内容を変更する場合は、変更承認申請書によりあらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事前に市と協議し、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
- (3) 補助申請を取り下げる場合は、市長へ届け出ること。
- (4) 補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から退去するとなった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 第5条第1項別表区分1または2の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居した場合
 - ウ 第5条第1項別表区分3の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年未満に補助対象世帯員全員が市外へ転出した場合
 - エ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - オ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (6) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を5年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (9) 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (10) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に

に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。

- (11) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (12) 補助対象者は、規則第 19 条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (13) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10 年間保管しておかなければならない。
- (14) この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (15) 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所

申請者

氏名

(署名又は記名押印をしてください)

交付申請取下げ届

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請を取下げたいので届け出ます。

1 理由

- 浜松市への5年間の継続した居住が困難となったため
- その他()

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 浜松市

氏名 ㊟

請求書

年 月 日付け浜 第 号により補助金の交付の決定を受けた浜松市
ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求額	金							
	百	拾	万	千	百	拾	円	
					0	0	0	
振込口座	金融機関名							
	支店名等							
	預金種別	普通 ・ 当座						
	口座番号							
	口座名義 (カタカナ)							

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定取消通知及び返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定した浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金について、交付決定の全部を取り消し、次のとおり返還を命ずる。

記

交付決定額	金	百	拾	万	千	百	拾	円
						0	0	0
交付年月日								
取消額	金	百	拾	万	千	百	拾	円
						0	0	0
返還金額	金	百	拾	万	千	百	拾	円
						0	0	0
返還期限								
取消・返還を命ずる理由								